

分担金・拠出金の名称		アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	5,114千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)	分担金			C
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受け、同年9月「銀行と金融機関が資金の洗浄(マネーロンダリング)のために利用されることを防止」するための検討を行う目的でFATF(金融活動作業部会)が発足。その後、役割が拡大され、現在では、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策、大量破壊兵器の拡散に対する金融対策等の国際的な取組の促進を担っているほか、G20の要請を受け、腐敗対策に資する活動にも取り組んでいる。FATFの取組を各地域に活用すべく、FATF型地域体が南米、アフリカ、中東等に置かれ、アジア太平洋地域体として、1997年2月にAPG(アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ)が発足。現在のメンバーは、41か国・地域。 (2)拠出に当たった成果目標 アジア太平洋地域におけるマネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進し、国際金融リスクの軽減を図る。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・APGは、FATFが策定した国際的なマネーロンダリング・テロ資金対策の勧告(FATF勧告)をもとに、アジア太平洋地域のメンバー同士で各国のマネーロンダリング・テロ資金対策の取組状況を審査し、マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状についての情報交換、マネーロンダリング・テロ資金対策の後進国の担当者等を対象にした技術協力及び研修を実施している。 ・大量破壊兵器の拡散に対する金融対策に関し、FATFの政策策定作業部会では、2016年に採択された北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する国連安保理決議第2270号及び第2321号に基づき、勧告7(大量破壊兵器に関する拡散金融)の解釈ノート及びガイダンスノートの改定作業が行われているが、その作業において、APGが改定案を作成する等中心的な役割を担っている。APGは、大量破壊兵器の拡散に対する金融対策の議論を主導しており、拡散金融に関するワークショップをこれまで2回(2016年3月及び6月)開催している。 ・マネーロンダリング・テロ資金対策の技術支援の実施機関であるUNODC(国連薬物犯罪事務所)、IMF(国際通貨基金)、世界銀行、アジア開発銀行は、FATF勧告を念頭に各種プロジェクトを策定・実施。APGの年次会合において、技術支援の実施状況等について情報共有する等、APGと緊密に連携している。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・会計報告は、毎年外部監査が行われており、2016年の最終会計報告は、本年2月にAPG加盟国に公表されている。また、執行済み予算、財政状況、翌年以降の予算の見通しについては、APG年次会合において加盟国に説明が行われている。 ・業務の純増により人員の増員が必要になっても、職員の採用レベルを引き下げることにより人件費を抑制する等の取組みを行っている。 ・過去5年の外部監査審査において、改善等の指摘がなされたことはない。 ・APG予算を決定する年次会合において、我が国は分担金の増額に原則反対を主張するとともに、事務局経費の節約や不要な経費の見直しを要請している。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・テロの脅威が世界的に拡大し、テロリストの活動を根源から封じるマネーロンダリング・テロ資金対策が重要な外交課題となっているなか、アジア太平洋地域からマネーロンダリング・テロ資金対策の抜け穴となり得るような国・地域をなくす上でAPGが果たす役割は大きい。なお、伊勢志摩サミットで公表されたテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画には、G7財務大臣・中央銀行総裁会議で策定された「テロ資金対策に関するG7行動計画」が含まれていることから、APGへの分担金が減額された場合、我が国の重要外交課題であるマネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る国際協力の推進、国際金融リスクの軽減に重大な支障が生じかねない。 ・組織犯罪集団やテロリストは、常に資金移転の抜け穴を探っており、マネーロンダリング・テロ資金対策が不十分な国を経由して犯罪収益やテロ資金を移転させることから、テロリストの活動を根源から封じるためには、厳密な国際基準のもと、世界各国が足並みを揃えて取り組む必要がある。また、取組が不十分な国を特定し、抜け穴となり得る国・地域をなくす必要もある。このような取組を我が国の二国間支援又は我が国だけで実施することは不可能であり、APGはマネーロンダリング・テロ資金対策の実現において不可欠な地域枠組みである。 ・我が国は、APGの年次会合において、関係省庁（警察庁、法務省、外務省、財務省）が出席し、それぞれが担当する部会において我が国としての意見を表明し、適切に反映されている。 ・APGの取組に参画することは、近年拡大するテロの脅威から国民生活の安全及びアジア太平洋地域の金融システムを守るという観点から、意義が大きい。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・2017年6月時点での日本人職員数は0名(0%)。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: APG事務局から予算案が示され、我が国の関連政策に照らし合わせ、分担金に関する予算要求。 DO: 分担金の支払い。事業の実施。加盟国による事業の進捗等のモニタリング。 CHECK: APG年次会合等の機会を通じた定期的なAPGの活動及び予算執行状況等の確認、評価。 ACT: 評価結果を踏まえ、APG予算を決定するAPG年次会合において、必要に応じて予算執行等の改善策を提言（我が国としては、分担金の増加に反対している。）。
担当課室名		国際安全・治安対策協力室